

荒川水系（埼玉ブロック）流域治水協議会 規約

（名称）

第1条 「荒川水系（埼玉ブロック）流域治水協議会」（以下「協議会」という）と称する。

（目的）

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、荒川水系（埼玉ブロック）の流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の構成）

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、構成員の同意を得て、別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）に対し、協議会に出席してその意見を述べ又は説明を行う求めることができる。

（協議会の実施事項）

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 荒川水系（埼玉ブロック）流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
- 二 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- 三 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- 四 その他、流域治水に関して必要な事項。

（幹事会）

第5条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、流域治水等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果については協議会へ報告する。
- 5 事務局は、構成員の同意を得て、別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）に対し、幹事会に出席してその意見を述べ又は説明を行う求めることができる。

（オブザーバー）

第6条 協議会及び幹事会には、オブザーバーを参加させることができる。

- 2 オブザーバーは、別表3の機関とする。

(会議の公開)

第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第8条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第9条 協議会等の事務局は国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所流域治水課、埼玉県国土整備部河川砂防課に置く。

(分科会)

第10条 協議会は、必要に応じて分科会を設置することができる。

- 2 分科会の設置に当たっては、別途規約を定めることとする。
3 分科会は、協議会の構成員及び構成員が属する組織の者により構成する。

(雑則)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第12条 本規約は、令和2年8月26日から施行する。

本規約は、令和2年12月9日に改定する。

本規約は、令和3年2月26日に改定する。

本規約は、令和4年3月10日に改定する。

本規約は、令和5年6月5日に改定する。

本規約は、令和6年9月30日に改定する。

別表 1

さいたま市長	滑川町長
川越市長	嵐山町長
熊谷市長	小川町長
川口市長	川島町長
行田市長	吉見町長
秩父市長	鳩山町長
所沢市長	ときがわ町長
飯能市長	横瀬町長
東松山市長	皆野町長
狭山市長	長瀬町長
鴻巣市長	小鹿野町長
深谷市長	東秩父村長
上尾市長	美里町長
越谷市長	寄居町長
蕨市長	埼玉県 県土整備部長
戸田市長	埼玉県 都市整備部長
入間市長	埼玉県 下水道局長
朝霞市長	埼玉県 農林部長
志木市長	独立行政法人水資源機構 荒川ダム総合管理所長
和光市長	独立行政法人水資源機構 利根導水総合管理所長
新座市長	林野庁 関東森林管理局 埼玉森林管理事務所長
桶川市長	気象庁 熊谷地方気象台長
久喜市長	東日本旅客鉄道株式会社
北本市長	八王子支社 総務部 安全企画室長
富士見市長	東日本旅客鉄道株式会社
坂戸市長	大宮支社 総務部 安全企画室長
鶴ヶ島市長	東武鉄道株式会社 鉄道事業本部 技術統括部 施設部長
日高市長	西武鉄道株式会社 鉄道本部 工務部長
ふじみ野市長	国土交通省 関東地方整備局 荒川上流河川事務所長
白岡市長	国土交通省 関東地方整備局 荒川調節池工事事務所長
伊奈町長	国土交通省 関東地方整備局 荒川下流河川事務所長
三芳町長	国土交通省 関東地方整備局 二瀬ダム管理所長
毛呂山町長	
越生町長	

さいたま市	建設局	土木部	河川課長	富士見市	建設部	道路治水課長
川越市	建設部	河川課長				危機管理課長
			防災危機管理室長	坂戸市	都市整備部	道路河川課長
熊谷市	建設部	河川課長			都市整備部	都市計画課長
川口市	建設部	河川課長			総務部	防災安全課長
			危機管理部 危機管理課長	鶴ヶ島市	都市整備部	道路建設課長
			上下水道局 事業部 下水道建設課長	日高市	都市整備部	建設課長
行田市	建設部	管理課長			総務部	危機管理課長
			建設部 道路治水課長	ふじみ野市	都市政策部	道路課長
			市民生活部 危機管理課長	白岡市	総務部	安心安全課長
秩父市	地域整備部	道路維持課長			都市整備部	道路課長
			地域整備部 まちづくり公園課長	伊奈町	土木課長	
所沢市	危機管理室長			三芳町	道路交通課長	
			建設部 河川課長	毛呂山町	まちづくり整備課長	
			上下水道局 下水道整備課長			総務課長
飯能市	建設部	道路建設課長		越生町	まちづくり整備課長	
東松山市	建設部	河川課長		滑川町	建設課長	
狭山市	都市建設部	道路雨水課長		嵐山町	まちづくり整備課長	
鴻巣市	都市建設部	道路課長		小川町	建設課長	
深谷市	都市整備部	道路河川課長		川島町	まち整備課長	
上尾市	都市整備部	河川課長				総務課長
越谷市	建設部	河川課長		吉見町	まち整備課長	
蕨市	都市整備部	道路公園課長		鳩山町	まちづくり推進課長	
		市民生活部 安全安心推進課長		ときがわ町	建設環境課長	
戸田市	水安全部	河川課長		横瀬町	建設課長	
		危機管理防災課長		皆野町	建設課長	
入間市	都市整備部	道路管理課長		長瀬町	建設課長	
朝霞市	都市建設部	道路整備課長		小鹿野町	建設課長	
		危機管理室長		東秩父村	建設課長	
志木市	都市整備部	道路課長		美里町	建設水道課長	
		総務部 防災危機管理課長		寄居町	建設課長	
和光市	建設部	道路安全課長		埼玉県	県土整備部 河川砂防課長	
		危機管理室長			都市整備部 都市整備政策課長	
新座市	インフラ整備部	道路河川課長			下水道局 下水道事業課長	
桶川市	都市整備部	道路河川課長			農林部 森づくり課長	
久喜市	建設部	建設管理課長			独立行政法人水資源機構	
北本市	都市整備部	建設課長			荒川ダム総合管理所 第一管理課長	
					利根導水総合管理所 第二管理課長	

林野庁 関東森林管理局
埼玉森林管理事務所 調整官
気象庁 熊谷地方気象台 防災管理官
東日本旅客鉄道株式会社 八王子支社
鉄道事業部 安全企画ユニットリーダー¹
東日本旅客鉄道株式会社 大宮支社
鉄道事業部 安全企画ユニットリーダー¹
東武鉄道株式会社 鉄道事業本部
技術統括部 施設部 建築土木課長
西武鉄道株式会社 鉄道本部
工務部 施設課長
国土交通省関東地方整備局
荒川上流河川事務所長
荒川調節池工事事務所長
荒川下流河川事務所長
二瀬ダム管理所長

別表 3

加須市
春日部市
羽生市
草加市
八潮市
三郷市
蓮田市
幸手市
吉川市
宮代町
杉戸町
松伏町
農林水産省 関東農政局
環境省 関東地方環境事務所